

仙市委託業務成績評定要領

(平成 23 年 2 月 25 日 財政局長決裁)

(目的)

第 1 この要領は、仙台市検査事務要綱第 16 条の 5（委託業務成績評定）の規定に基づき建設工事に係る建築設計及び土木設計、測量、地質調査その他工事に関連して行う委託業務並びに補償物件等調査算定業務の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第 2 評定の対象は、1 件の当初設計価格（消費税を含む。）が 1 0 0 万円以上の建築設計及び土木設計、測量、地質調査その他工事に関連して行う委託業務並びに補償物件等調査算定業務とする。

ただし、次の各号に掲げるものは除くことができるものとする。

- (1) 公益法人等に随意契約で委託した業務
- (2) 第 4 第 2 項の(1)から(2)に規定する各考査基準によって評定することが不適当と判断される委託業務

(評定者)

第 3 委託業務の評定者（以下「評定者」という。）は、検査員及び調査職員をいい、調査職員は、次に掲げる総括調査員、主任調査員、調査員をいうものとする。

- (1) 検査員
仙台市検査事務要綱（昭和 4 6 年 8 月 1 日財政局長決裁）第 3 条で規定する職員
- (2) 総括調査員
担当課の長で、契約ごとに市長、局長又は、区長（当該契約の締結に係る専決権者を含む。以下「市長等」という。）が指定した職員
- (3) 主任調査員
担当課に所属する係長又は主査のうちから、契約ごとに担当課の長が指定した職員
- (4) 調査員
担当課に所属する職員（主幹又は係長を除く）のうちから、契約ごとに担当課の長が指定した職員

(評定の方法)

第 4 評定は、委託業務ごと、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定は、委託業務の種別に応じて、次の各考査基準に基づき行うものとする。

- (1) 土木設計業務等委託契約書により契約した委託業務（プラント工事等の設計委託業務を含む。）、建築設計業務委託契約書及び建設工事監理業務委託契約書以外の契約書により契約した土木設計、測量、地質調査その他工事に関連して行う委託業務・・・仙台市土木設計等委託業務成績評定考査基準

(2) 建設工事監理業務委託契約書により契約した工事監督支援業務等(工事監理業務等)に関する委託業務・・・仙台市土木設計等委託業務成績評定審査基準

(3) 建築設計業務委託契約書により契約した委託業務・・・仙台市建築設計等委託業務成績評定審査基準

(4) 補償物件等調査算定業務委託契約書により契約した委託業務・・・仙台市補償物件等調査算定委託業務成績評定審査基準

3 評定の結果は、業務の種別ごとに次に掲げる委託業務成績調書に記録するものとする。

(1) 前項(1)及び(2)の委託業務

仙台市土木設計等委託業務成績評定審査基準様式第1-①～⑥

(2) 前項(3)の委託業務

仙台市建築設計等委託業務成績評定審査基準様式第2-①

(3) 前項(4)の委託業務

仙台市補償物件等調査算定業務成績評定審査基準様式第3 (理財部用地課所管)

(評定の時期)

第5 総括調査員及び主任調査員並びに調査員は業務の完了後、また検査員は完了検査を実施後、それぞれ速やかに評定を行うものとする。

附則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

なお、仙台市委託業務成績評定試行要領(平成21年12月1日財政局長決裁)は、平成23年3月31日廃止する。

附則(平成27年3月26日改正)

この改正は、平成27年4月1日から実施する。

附則(平成28年12月22日改正)

この改正は、平成29年1月1日から実施する。

附則(令和3年3月27日改正)

この改正は、令和3年4月1日から実施する。